

令和7年度  
港区ナイトタイムエコノミー補助金  
募集要項



令和7年2月  
港 区

## 目次

1	はじめに	2
2	対象者	2
3	対象事業	3
4	募集期間	3
5	補助金額・補助内容等	3
	(1) 補助金の額	
	(2) 補助事業数	
	(3) 補助回数	
	(4) 補助対象経費	
	(5) 補助事業に関する留意点	
6	審査	5
	(1) 審査の方法	
	(2) 審査の視点	
7	決定方法	6
8	申請書類及び提出方法	6
	(1) 申請書類	
	(2) 提出方法	
	(3) 申請に関する留意点	
9	実績報告書類及び提出方法	7
	(1) 実績報告書類	
	(2) 提出方法	
	(3) 実績報告に関する留意点	
10	交付申請から補助金交付までの流れ	8
11	事業の変更・中止	9
	(1) 事業の変更	
	(2) 事業の中止	
12	交付決定の取り消し	9
13	その他の留意点	10
14	提出・問い合わせ先	10
	(1) 提出先	
	(2) 問い合わせ先	

## 1 はじめに

港区の夜を彩る魅力的な観光資源を効果的に活用するため、日没後から早朝にかけて実施する事業に係る経費の一部を補助することにより、民間の力を活用した多様な取組の実現と持続的な港区ならではのナイトタイムエコノミーを推進します。

補助を希望する団体は、本募集要項をよく確認の上、申請してください。

なお、本募集は、令和7年度の予算成立を前提として実施するため、予算の成立状況によって、募集内容等が変更になる場合があります。

### 港区におけるナイトタイムエコノミーの基本的な考え方

- ① 多彩な夜の観光資源を活用し、来訪者のみならず区民に対し港区ならではの観光体験を提供します。
- ② 夜の観光振興と安全・安心を両立させた取組を進めます。
- ③ 商店街や企業・団体等の多様な主体と連携・協力して取組を進めます。

## 2 対象者

法人又はこれに準ずる団体（任意団体を含む）

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 政治活動又は宗教活動を主な目的とするもの
- ② 暴力団又はその構成員の統制下にあるもの
- ③ 定款、規約等を有しないもの
- ④ 事業税及び法人住民税又は法人道府県民税を滞納しているもの

### 3 対象事業

港区ならではのナイトタイムエコノミーを推進する事業で、日没後から早朝に実施する新規事業又は既存事業の拡充部分（新規事業又は既存事業の拡充部分に当たるかどうかについては、審査において確認します。）

※公共交通機関の運行時間外の時間帯は除く

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 特定の個人・団体のみを対象としている、又は事実上それらの者しか参加しない事業
- ② 政治活動又は宗教活動として実施する事業
- ③ 地域や周辺エリアへの振興の寄与が見込めず、特定の個人・団体等の営利又は宣伝を目的とする事業
- ④ 法令若しくは公序良俗に反し、又はその恐れのある事業
- ⑤ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められる事業
- ⑥ 区の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜させるもの、又はその恐れのある事業
- ⑦ 対象事業において、既に港区、国、東京都等の他の制度による補助又は助成等を受けている事業
- ⑧ その他区長が適当でないと認めた事業

### 4 募集期間

令和7年2月3日（月）から3月27日（木）17時まで【必着】

### 5 補助金額・補助内容等

#### （1）補助金の額

区が決定した額の範囲内で、「補助対象経費の3分の2に相当する額」、「補助金上限額（200万円）」、「補助対象経費から総収入を差し引いた金額」のうち、いずれか少ない額を上限に補助します。※千円未満の端数切り捨て

#### （2）補助事業数

3件程度（予定）

#### （3）補助回数

1法人・団体につき1事業1回のみ

※同法人・団体が異なる事業で複数申請することができます。

なお、異なる事業かどうかについては、審査において確認します。

#### (4) 補助対象経費

原則として交付決定を受けた日から令和8年3月31日(火)までに支払が発生した次の経費が補助対象となります。(下記の内訳の全てが確実に対象となるとは限りません。)ただし、消費税は補助対象外です。

項目	内訳
委託料	会場設営及び運営委託に要する経費
需用費	事業実施に直接必要な消耗品、備品等の購入費用
使用料及び賃借料	事業実施に直接必要な消耗品、備品等の使用料及び賃借費用
報償費	出演料、謝礼金等
広告費	広報宣伝に関わる経費
役務費	郵送費、モバイル通信費等
その他	区長が特に必要と認める経費

#### (対象外経費の例)

- ・補助事業の実施と直接関連のない経費
- ・補助事業実施の有無に限らず補助対象者の団体運営に係る経常的な経費
- ・補助対象者及び補助対象者の役員等の関係者及び関係団体が支払先となる支出
- ・ポイント等で購入した経費
- ・交際費、接待費、飲食代、役員報酬、従業員給与、社会通念上適切でない  
と認める経費等

#### (5) 補助事業に関する留意点

申請に当たり、以下に掲げる全ての要件を満たしていること。

- ① 令和8年3月31日(火)までに実績報告を行うことができる事業
- ② 原則、次年度以降の継続性が認められる事業
- ③ 事業実施に当たり、開催場所等について施設管理者等と事前に協議し、当該許可が取れていること(又は取れる見込みであること)
- ④ 事業実施に当たり、行政機関等の許可が必要な場合は、当該許可が取れていること(又は取れる見込みであること)
- ⑤ アンケート調査等により、事業効果測定を実施すること

## 6 審査

### (1) 審査の方法

申請された書類をもとに、港区ナイトタイムエコノミー補助金審査委員会にて、プレゼンテーション審査を行い、特に優れた事業を選定します。

プレゼンテーション審査は、申請者ごとに日時を指定し、1者あたりプレゼンテーション（10分以内）及び質疑応答により審査します。審査に参加できる人数は1者あたり3名以内とし、資料は申請時にご提出いただく企画書（任意様式）を使用します。

なお、申請数によっては、書類審査を実施し、プレゼンテーション審査を行う申請者を選考する場合があります。

書類審査は、申請された書類について、書類不備や事業内容が不明瞭でないかのほか、以下「(2) 審査の視点」をもとに行います。

※区が貸出するPCにてプレゼンテーションを行っていただきます。当日の資料追加及びPC等機材の持ち込みはできません。

※提出された書類の内容が事業趣旨に合致しない場合は、プレゼンテーション審査の対象とならない場合がございます。

### (2) 審査の視点

審査にあたり、以下に掲げる審査項目ごとの視点をもとに審査を行います。

審査項目	審査の視点
企画力	●地域資源や特性を踏まえ、新たな価値や魅力を創出する視点や手法を駆使した事業であるか ●港区ならではの観光体験の提供及び区のブランド力向上につながる事業であるか ●夜間の治安維持など、観光客及び地域住民に対する安全性が十分に考慮された事業であるか
波及力	●地域や周辺エリア（区内観光施設や商店街、企業、団体等含む）への波及効果（宿泊者の増加、周遊性向上、消費促進等）が見込める事業であるか
発信力	●港区の魅力や都市イメージを発信するための工夫がなされた事業であるか ●多様な周知媒体の活用など、より多くの方に向けた効果的な周知が期待できる事業であるか
必要性	●港区ならではのナイトタイムエコノミーの推進に必要な事業であり、補助金の必要性が高い事業であるか
実現性	●事業計画や実施体制が具体的かつ妥当であり、事業の実現が可能であるか
多様性	●多様な対象や連携先、実施手法等を盛り込んだ事業であるか
継続性	●今後の発展や次年度以降の事業の継続が期待できる事業であるか
妥当性	●費用対効果が十分に考慮され、収支予算が適切な事業であるか

## 7 決定方法

プレゼンテーション審査後、申請のあったすべての申請者に対して、交付決定通知書もしくは不交付決定通知書を送付します。(令和7年7月上旬予定)

なお、書類審査を実施する場合には、申請のあったすべての申請者に対して、書類審査の結果を事務局から連絡します。(令和7年5月下旬予定)

## 8 申請書類及び提出方法

以下の申請書類一式を募集期間内にご提出ください。

### (1) 申請書類

- |   |           |
|---|-----------|
| ① 港区ナイトタイムエコノミー補助金申請書(第1号様式)                          | 1部        |
| ② 申請者概要書(第2号様式)                                       | 1部        |
| ③ 事業計画書(第3号様式)  | 1部        |
| ④ 企画書(任意様式)※プレゼンテーション審査にて使用<br>(区が貸出するPCにおいて投影が可能です。) | <u>6部</u> |
| ⑤ 事業収支予算書(第4号様式)                                      | 1部        |
| ⑥ スケジュール表(第5号様式)                                      | 1部        |
| ⑦ 団体の定款もしくは規約   | 1部        |
| ⑧ 役員名簿  | 1部        |
| ⑨ 納税証明書(各都道府県税事務所発行の法人都道府県民税・法人事業税)                   | 1部        |
| ⑩ 申請書類データを格納したCD-R等                                   | 1枚        |
- ※必要に応じて資料の追加・修正を依頼する場合がございます。

### (2) 提出方法

郵送にて、申請書類を紙で各指定部数及びデータ一式を同封の上、ご提出ください。

### (3) 申請に関する留意点

- ① 審査結果は7月上旬頃に港区ホームページに掲載します。なお、審査内容については公表いたしません。
- ② 交付決定日以前の事業の開始(委託業務等の契約締結や物品の購入等を含む)は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ③ 募集期間終了後の申請書類の差替え及び再提出はできません。
- ④ 審査結果の可否に関わらず、提出資料は返却いたしません。
- ⑤ 募集期間終了間近のお問い合わせが多くなっています。申請に関するお問い合わせについては、お早めをお願いします。

## 9 実績報告書類及び提出方法

事業完了後すみやかに、令和8年3月31日（火）17時まで以下の実績報告書類一式をご提出ください。

※令和8年3月31日（火）までに事業の完了、対象経費の支出、実績報告書の提出の全てを完了してください。

### (1) 実績報告書類

- ① 港区ナイトタイムエコノミー補助金実績報告書（第11号様式）
- ② 収支決算書（第12号様式）
- ③ 領収書の写し
- ④ 事業を実施したことが分かる資料（写真、作成物等）

※必要に応じて資料の追加・修正を依頼する場合がございます。

※補助対象経費として申請する経費は、すべて領収書の写しが必要です。

以下内容が記載された領収書の写しをもって、補助対象経費の支払を確認します。

項目	内容
領収日	交付決定日から令和8年3月31日（火）までのもの
宛名	交付決定を受けた者（団体名又は代表者名）が記載されたもの
金額	日本円以外の場合は日本円に換算した金額と支払時のレートがわかる書類を添付
品名	対象事業の経費であることがわかるよう、明確に記載したもの
その他	領収印又はサインのないもの（入手不可のものは除く）、不備のあるもの、加筆のあるもの、欠損・汚れ等で支払の確認ができないものは不可

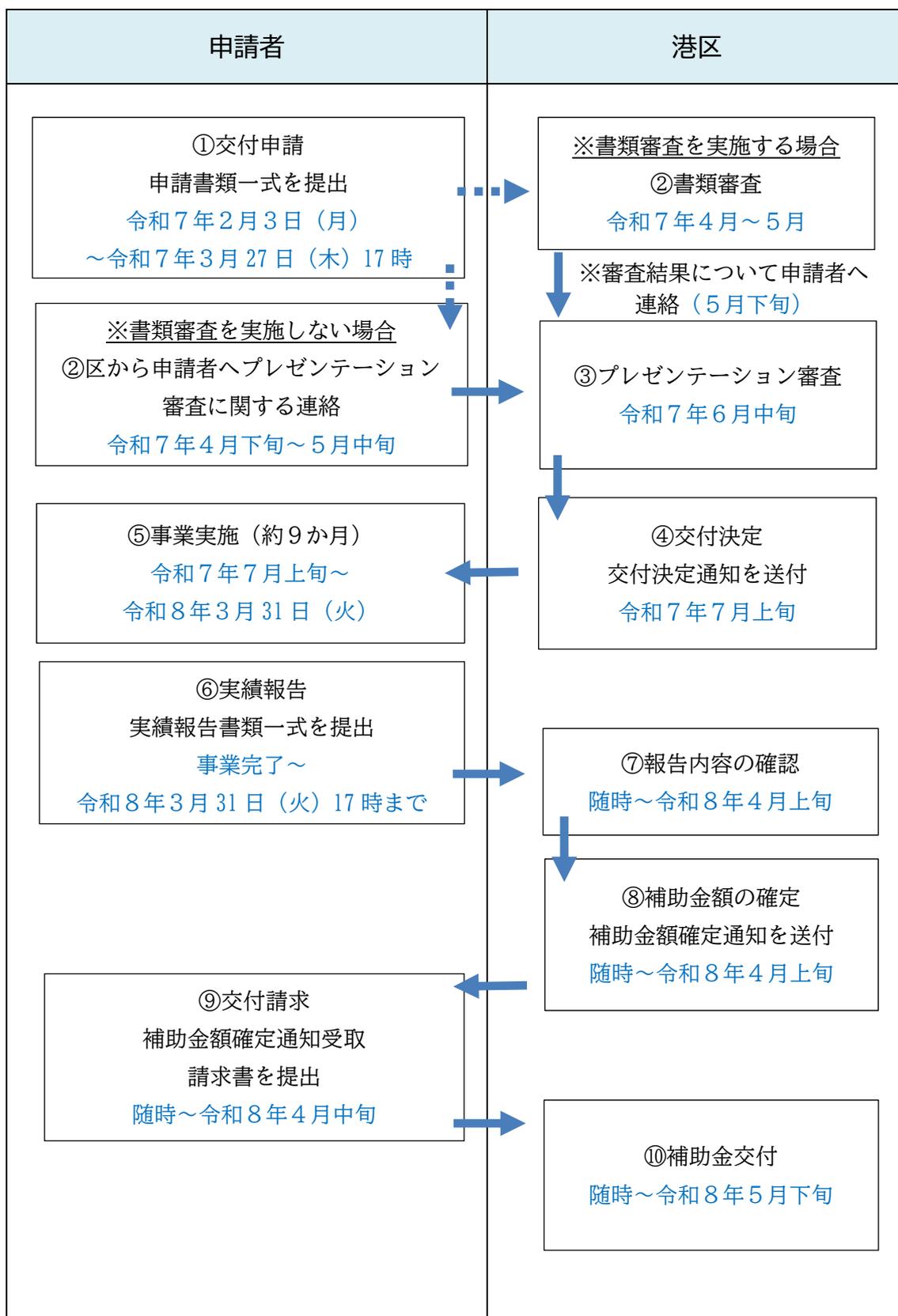
### (2) 提出方法

郵送にて、実績報告書類を紙で各1部ご提出ください。

### (3) 実績報告に関する留意点

- ① 交付決定額は補助金の上限金額であり、事業完了後の実績報告を受け、補助金の金額を確定します。
- ② 対象事業に係る関係書類、会計帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存してください。
- ③ 領収書の写しの提出が困難な理由がある場合は、レシートの写し（発行日、金額、発行者の所在地・名称がわかるもの）又は振込明細書及び請求書で補助対象経費の支払を確認します。

## 10 交付申請から補助金交付までの流れ



## 11 事業の変更・中止

事業内容及び予算額等に大きな変更が生じることがないように、事前に内容を十分検討の上、ご申請ください。やむを得ず、事業の変更・中止をする場合は、速やかに以下の書類をご提出ください。

### (1) 事業の変更

事業の変更をする場合は、変更前にあらかじめ変更承認申請書（第8号様式）を提出し、区の承認を受けてください。

※変更承認のないまま、事業を変更して実施した場合、補助の全部又は一部を取り消すことがございます。

※交付決定を受けた者の名称、所在地、代表者等を変更した場合も届け出てください。

### (2) 事業の中止

事業の中止をする場合は、中止前にあらかじめ中止届（第10号様式）を提出し、区の承認を受けてください。

## 12 交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただきます。

- ① 偽りその他不正な手段により、補助を受けたとき
- ② 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- ③ 補助決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ④ 補助の内容変更について区の承認を得られないとき
- ⑤ 補助事業を中止したとき
- ⑥ その他補助対象者の要件を満たさなくなったとき
- ⑦ その他区長が適当でないと認めたとき

## 13 その他の留意点

- ① 補助事業の実施にあたり、定期的に進捗報告を行うこと。
- ② 交付決定にあたり、必要な条件を付す場合があります。
- ③ 補助事業の運営及び経理等の状況について、区が実地検査を行う場合、これに応じる必要があります。
- ④ 補助事業に効果について事業終了後も把握のうえ、区が報告を求めた場合、これに応じる必要があります。
- ⑤ 区が必要に応じて実施する調査や広報に協力すること。
- ⑥ 広報物はあらかじめ区に提出し、「本事業は、港区が実施する港区ナイトタイムエコノミー補助金を活用し実施しています。」の文言を掲載すること。

## 14 提出・問い合わせ先

### (1) 提出先

〒108-0014 港区芝5-36-4  
港区 産業・地域振興支援部 産業振興課観光政策担当  
「港区ナイトタイムエコノミー補助金」担当

### (2) 問い合わせ先

電話： 03-6435-4661  
メール： minato105@city.minato.tokyo.jp